

Ⅱ－４－１７

東京保健医療専門職大学  
研究インテグリティの確保に関する規程

学校法人 敬心学園



## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 学長の責務
- 第4条 研究者等の責務
- 第5条 統括責任者
- 第6条 管理責任者

### 第2章 研究インテグリティ部会

- 第7条 研究インテグリティ部会
- 第8条 審議事項
- 第9条 組織
- 第10条 任期
- 第11条 部会長
- 第12条 委員以外の出席
- 第13条 事務

### 第3章 その他

- 第14条 相談窓口
- 第15条 危機事象に関する報告
- 第16条 雑則

### 附則

# 東京保健医療専門職大学 研究インテグリティの確保に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程（以下「本規程」という。）は、東京保健医療専門職大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティの適切な確保について必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築するとともに、国内外の法令・指針を遵守することを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究活動の国際化、オープン化に伴うリスクに対する研究活動の健全性・公正性の維持および社会的信頼の確保を指す。
- (2) 研究者等 本学の構成員および本学施設を利用するすべての者をいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究インテグリティの確保に係る最高責任者として、体制の整備を図るものとする。

### (研究者等の責務)

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

### (統括責任者)

第5条 本学に、学長の下で研究インテグリティの確保に係る体制に関する業務を統括する研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、第7条に規定する研究インテグリティ部会の部会長をもって充てる。

### (管理責任者)

第6条 本学に、研究インテグリティの確保に係る実務を管理する研究インテグリティ・マネジメント管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、企画管理部政策企画課研究担当の職にある者をもって充てる。

## 第2章 研究インテグリティ部会

### (研究インテグリティ部会の設置)

第7条 研究インテグリティの確保に係る重要事項を審議するため、研究インテグリティ部会（以下「部会」という。）を置く。研究不正事案発生時の調査委員会設置を審議し、調査計画を承認する。

(審議事項)

第8条 部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る研修・啓発活動に関する事項
- (5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(部会の構成)

第9条 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する教員
- (2) 外部委員
- (3) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第10条 前条に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後も、後任者が任命されるまではその職務を行うものとする。

(部会長)

第11条 部会に部会長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会に副部会長を置くことができる。
- 4 副部会長は、部員のうちから部会長が指名する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の出席)

第12条 部会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を部会に出席させることができる。

(事務)

第13条 部会の事務は、企画管理部政策企画課研究担当において処理する。

### 第3章 その他

(相談窓口)

第14条 学生・教職員等からの研究インテグリティの確保に関する相談又は申請を受け付けるため、相談窓口を企画管理部政策企画課研究担当に置く。

- 2 管理責任者は、前項の相談又は申請を受け付けた場合は、必要に応じて、統括責任者に報告するものとする。

(危機事象に関する報告)

第15条 統括責任者は、研究インテグリティの確保に関して、本学における重大なリスク（危機）に相当する事象が発生したと判断したときは、当該事象の状況等について、学長に報告するものとする。

#### 第4章 雑則

(秘密の保持)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和8年2月1日から施行する。